

東松山市空き地の環境保全に関する条例

東松山市空き地の環境保全に関する条例（昭和48年東松山市条例第8号）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等が放置され、管理不善の状態にあるため、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、清潔な生活環境を保持することができないことにかんがみ、これらの空き地の環境を保全し、もって住民の生活の安定と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された状態の土地で、現に人が使用していない土地（空き家における空間地部分を含む。）又は人が使用していても相当の空闲地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地を除く。）をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。
- (3) 空き家 常時無人の状態にある建物をいう。
- (4) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 管理不善の状態 雑草等が繁茂し、かつ、それがそのまま放置されていることにより火災、犯罪、害虫の発生又は交通障害その他生活環境を害するおそれのある状態をいう。

（所有者等の責務）

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不善の状態にならないように管理しなければならない。

（指導、助言及び勧告）

第4条 市長は、空き地が管理不善の状態になるおそれがあるとき、又は管理不善状態の状態にあるときは、当該空き地の所有者等に対し、それらの土地の雑草等の措置について、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、前項の指導、助言を受け、なお履行しない者があるときは、その

者に対し、雑草等の除去について、必要な措置を勧告することができる。

(命令)

第5条 市長は、前条第2項に定める勧告を受け、なお履行しない者があるときは、その者に対し、期限を定めて雑草等の除去について、必要な措置を命令することができる。

(除去の委託)

第6条 空き地の所有者等が、特別の事情により当該空き地の雑草等の除去をすることができないときは、当該空き地の雑草等の除去を市長に委託することができる。この場合において、当該空き地の所有者等は、除去に要する費用を負担しなければならない。

(代執行)

第7条 市長は、第5条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が履行期限を経過しても当該命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難で、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(空き地の活用)

第9条 空き地の所有者等は、公共の福祉のため、当該空き地を活用するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の東松山市あき地の環境保全に関する条例の規定によりなされた勧告、命令その他の処分については、なお従前の例による。